平成２５年（フ）第５３８３号
埼玉県川口市戸塚２丁目20―１―212
債務者　荒井　一彰
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３８７号
東京都中野区本町４丁目48―17―408
債務者　高土　季子
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４０１号
東京都品川区西中延１丁目10―２―202
債務者　平野　亨
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４２６号
東京都足立区関原３丁目38―18―201
債務者　永野万喜枝
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４３２号
千葉県松戸市小山48―１―103
債務者　石井　健夫
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４５４号
千葉県印西市内野１丁目13―４―302
債務者　福士さつ子
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４５７号
神奈川県厚木市寿町１丁目２―20―802
債務者　鶴指かほる
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４６０号
東京都板橋区板橋２丁目36―15
債務者　江黒扶抄子
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４６１号
千葉県市川市妙典１丁目４―６―１
債務者　大野　陽男
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４６３号
神奈川県横浜市瀬谷区橋戸１丁目22―１―203
債務者　須賀　良教
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４６４号
神奈川県横浜市瀬谷区橋戸１丁目22―１―203
債務者　須賀　一栄
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４６５号
東京都品川区西五反田１丁目７―１―701
債務者　岩瀬　優子
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４６６号
東京都八王子市美山町1802―１
債務者　林　勇次
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４６７号
東京都狛江市西野川１丁目25―56―502
債務者　太田　二郎
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４６８号
東京都新宿区中落合１丁目12―１　南風荘１号
債務者　奥村　智宏
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部